

市第 104 号議案

横浜市国民健康保険条例の一部改正

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 10 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横浜市国民健康保険条例（昭和35年12月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条中「前2条」を「第2条」に改める。

第12条の2第1項に次の1号を加える。

(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第13条第1号イ中「及び」を「、」に改め、「介護納付金をいう。以下同じ。」の次に「及び子ども・子育て支援納付金（同条に規定する子ども・子育て支援納付金をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号ア中「及び介護納付金」を「、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改める。

第16条の8第2項中「おいて、」の次に「同項の」を加える。

第17条の2中「及び第16条の9」を「、第16条の9及び第17条の

4」に改め、同条を第17条の7とし、第17条の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第17条の2 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第17条の6第1項及び第19条の2第1項の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額の範囲内で市長が定めるものとする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第17条の6第1項の規定により被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第72条の4第1項の規定による繰入金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他横浜市国民健康保険事業費会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、法第72条の3の2第1項及び法第72条の3の3第1項

の規定による繰入金を除く。) の額から第22条の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額を控除した額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第17条の3 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号の18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

2 前項の場合において、同項の子ども・子育て支援納付金賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に規定する額を超えることができない。

(子ども・子育て支援納付金賦課額に係る所得割額の算定)

第17条の4 前条第1項の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第17条の5 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課額の100分の60に相当する額を子ども・子育て支援納付金賦課額の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条

の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書に規定する厚生労働省令で定めるところにより補正された後の金額) の当該年度における見込総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度における被保険者の見込数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第17条の2第1号イに掲げる総額を当該年度における18歳以上被保険者の見込数で除して得た額

2 前項の保険料率を決定する場合において、当該保険料率に小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

3 市長は、第1項の保険料率を決定したときは、速やかに、告示しなければならない。

(18歳未満被保険者に係る被保険者均等割額の減額)

第17条の6 当該年度において、その世帯に18歳未満被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第6項第10号の18歳未満被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、前条第1項第2号の被保険者均等割の保険料率(第19条の2第1項の規定により当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下この項において同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 市長は、前項の額を決定したときは、速やかに、告示しなけれ

ばならない。

第19条第1項及び第2項中「若しくは第16条の8」を「、第16条の8若しくは第17条の3」に改める。

第19条の2中「第29条の7第5項」を「第29条の7第6項」に、「及び第16条の8」を「、第16条の8及び第17条の3」に改める。

第19条の3中「及び第16条の8」を「、第16条の8及び第17条の3」に改める。

付則第2項中「及び第16条の9」を「、第16条の9及び第17条の4」に改める。

付則第3項中「及び第17条第1項第1号」を「、第17条第1項第1号及び第17条の5第1項第1号」に改める。

付則第5項中「及び介護納付金」及び「並びに介護納付金」を「、介護納付金」に、「同条第2号ア」を「「及び子ども・子育て支援納付金」とあるのは「並びに子ども・子育て支援納付金」と、同条第2号ア」に、「後期高齢者支援金等及び」」を「、介護納付金及び」」に、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条、第4条及び第16条の8第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分ま

での保険料については、なお従前の例による。

### 提案理由

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金に係る保険料を賦課し、及び徴収する等のため、横浜市国民健康保険条例の一部を改正したいので提案する。

## 参考

## 横浜市国民健康保険条例（抜粋）

(上段 改正案)  
(下段 現行)

## (費用弁償)

第3条 削除  
協議会の委員が職務のため市外に出張したときは、費用弁  
償として横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号）別表  
中2号の者に支給する額の旅費を同条例を準用して支給する。

## (規則への委任)

第4条 第2条に定めるもののほか、協議会について必要な事項は  
、規則で定める。

## (保険料の賦課及び徴収に関する基準)

第12条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

## (第1号から第3号まで省略)

(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育  
て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項  
第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以  
下同じ。）

## (第2項省略)

## (基礎賦課総額)

第13条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第19条の2第1項の規  
定により基礎賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場  
合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以  
下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額か  
ら第2号に掲げる額の見込額を控除した額の範囲内で市長が定め  
るものとする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

(ア省略)

イ 国民健康保険事業費納付金（法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用（神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等（法第69条に規定する後期高齢者支援金等をいう。以下同じ。）及び介護納付金（同条に規定する介護納付金をいう。以下同じ。）及び子ども・子育て支援納付金（同条に規定する子ども・子育て支援納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

(ウ及びエ省略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第72条の4第1項の規定による繰入金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。ウにおいて同じ。）に係るもの）の額

(イ及びウ省略)

(介護納付金賦課額)

第16条の8 (第1項省略)

2 前項の場合において、同項の介護納付金賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(第3項省略)

## (子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第17条の2 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第17条の6第1項及び第19条の2第1項の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額の範囲内で市長が定めるものとする。

## (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第17条の6第1項の規定により被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

## (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第72条の4第1項の規定による繰入金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他横浜市国民健康保険事業費会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、法第72条の3の2第1項及び法第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額から第22条の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額を控除し

た額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第17条の3 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号の18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

2 前項の場合において、同項の子ども・子育て支援納付金賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に規定する額を超えることができない。

(子ども・子育て支援納付金賦課額に係る所得割額の算定)

第17条の4 前条第1項の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第17条の5 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額の100分の60に相当する額を子ども・子育て支援納付金賦課額の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書に規定する厚生労働省令で定めるところにより補正され

た後の金額)の当該年度における見込総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度における被保険者の見込数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第17条の2第1号イに掲げる総額を当該年度における18歳以上被保険者の見込数で除して得た額

2 前項の保険料率を決定する場合において、当該保険料率に小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

3 市長は、第1項の保険料率を決定したときは、速やかに、告示しなければならない。

(18歳未満被保険者に係る被保険者均等割額の減額)

第17条の6 当該年度において、その世帯に18歳未満被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第6項第10号の18歳未満被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、前条第1項第2号の被保険者均等割の保険料率(第19条の2第1項の規定により当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下この項において同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 市長は、前項の額を決定したときは、速やかに、告示しなければならない。

(特例対象被保険者等に係る特例)

第17条の7  
第17条の2 世帯主の世帯に属する被保険者が国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）である場合における第15条、第16条の4、第16条の9及び第17条の4の規定の適用については、及び第16条の9 第15条中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「から同法」とあるのは「から地方税法」とする。（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数等の異動があった場合）

第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者（被保険者の属する世帯の世帯主をいう。以下同じ。）に係る第14条、第16条の3、第16条の8若しくは第17条の3 又は次条第1項に定める額の算定は、それぞれその納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅し、又は1世帯に属する被保険者数が減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった場合における当該納付義務者に係る第14条、第16条の3、第16条の8若しくは第17条の3 又は次条

第1項に定める額の算定は、それぞれその納付義務が消滅し、又は被保険者数が減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者数が減少した場合においては、その消滅し、又は減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月の前月まで、月割をもって行う。

（第3項省略）

（保険料の減額）

第19条の2 市長は、国民健康保険法施行令第29条の7第6項  
第29条の7第5項の規定を基準として規則で定めるところにより、第14条、第16条の3  
、第16条の8及び第17条の3に定める額を減額することができる  
及び第16条の8  
。  
。

2 市長は、前項の規定によって第14条、第16条の3、第16条の8  
及び第16条の  
及び第17条の3に定める額を減額する場合（国民健康保険法施行  
8  
令第29条の7第6項  
第29条の7第5項（第8号及び第9号に係る部分に限る。）の  
規定を基準として規則で定めるところにより減額する場合を除く  
。）において、その額を決定したときは、速やかに、告示しなければならない。

（申告書の提出）

第19条の3 市長は、第14条、第16条の3、第16条の8及び第17条  
及び第16条の8  
の3に定める額の算定又は減額をするため必要があると認めるときは、当該世帯主に対して、規則で定める事項を記載した申告書の提出を求めることができる。

付 則

(第1項省略)

(子ども世帯の保険料に係る所得割額の算定の特例)

- 2 当分の間、被保険者が当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。以下同じ。）現在において世帯主であって、かつ、控除対象者（当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯主と同一の世帯に属する当該年度の前年度の12月31日現在において年齢19歳未満の被保険者で、同日の属する年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が同項第9号に規定する金額以下であるものをいう。以下同じ。）又は控除対象出生者（同日の翌日から当該年度の保険料の賦課期日までの間に出生した者をいう。以下同じ。）を有するものである場合において、当該世帯主の保険料の所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等を算定するときは、第15条、第16条の4、第16条の9及び第17条の4（以下この項において「これらの規定」という。）に規定する基礎控除後の総所得金額等については、これらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等から当該年度の前年度の12月31日現在において年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額、同日現在において年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額及び控除対象出生者の数に33万円を乗じて得た額の合計額（以下「子ども世帯控除額」という。）を控除した額を、これらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等とみなす。

- 3 当分の間、被保険者が当該年度の保険料の賦課期日現在において世帯主であって、かつ、控除対象者又は控除対象出生者を有す

るものである場合において、当該世帯主の所得割額の保険料率の算定に係る基礎控除後の総所得金額等を算定するときは、第16条第1項第1号、第16条の6第1項第1号、第17条第1項第1号及び第17条第1項第1号及び第17条の5第1項第1号（以下この項において「これらの規定」という。）に規定する基礎控除後の総所得金額等については、これらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等から子ども世帯控除額を控除した額を、これらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等とみなす。

（第4項省略）

（後期高齢者支援金等賦課総額等の特例）

5 当分の間、第12条の2、第13条及び第16条の2の規定の適用については、第12条の2第1項第1号中「第29条の7第1項第1号」とあるのは「附則第4条の規定により読み替えられた同令第29条の7第1項第1号」と、同項第2号中「第29条の7第1項第2号」とあるのは「附則第4条の規定により読み替えられた同令第29条の7第1項第2号」と、同項第3号中「第29条の7第1項第3号」とあるのは「附則第4条の規定により読み替えられた同令第29条の7第1項第3号」と、第13条第1号イ中「第69条」とあるのは「附則第7条の規定により読み替えられた法第69条」と、「介護納付金」とあるのは「及び病床転換支援金等（法附則第7条の規定により読み替えられた法第69条に規定する病床転換支援金等をいう。以下同じ。）介護納付金」と、「同条」とあるのは「法附則第7条の規定により読み替えられた法第69条」と、「及び子ども・子育て支援納付金」とあるのは「並びに子ども・子育て支援納付金」と、同条第2号ア中「介護納付金及後期高齢者支援

び」とあるのは「及び病床転換支援金等、介護納付金並び  
金等及び」と、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金  
に」と、第16条の2第1号中「後期高齢者支援金等」とある  
のは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

(第6項省略)